

沿岸広域振興局長告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年10月23日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 就任

(1) 理事

加藤正明	下閉伊郡岩泉町袈野字赤鹿89番地3
武田健	〃 〃 中里字下中里11番地
箱石雅邦	〃 〃 小本字南中野300番地10
金澤富寿男	〃 〃 〃 字本茂師65番地
加藤久民	〃 〃 中里字中岸159番地
戸由理博	〃 〃 小本字南中野213番地3
竹花正憲	〃 〃 中島字中島9番地

(2) 監事

小成茂	下閉伊郡岩泉町小本字小本14番地8
三浦金作	〃 〃 〃 字中野2番地1
阿部次男	〃 〃 中島字長内175番地1

2 退任

(1) 理事

加藤正明	下閉伊郡岩泉町袈野字赤鹿89番地3
武田健	〃 〃 中里字下中里11番地
箱石雅邦	〃 〃 小本字南中野300番地10
金澤富寿男	〃 〃 〃 字本茂師65番地
加藤久民	〃 〃 中里字中岸159番地
竹花善吉	〃 〃 中島字卒郡7番地
戸由理博	〃 〃 小本字南中野213番地3

(2) 監事

小成茂	下閉伊郡岩泉町小本字小本14番地8
千葉藤男	〃 〃 中島字中島30番地
三浦金作	〃 〃 小本字中野2番地1